

監 査 ガ イ ド ラ イ ン

Ⅲ.書類監査報告書等

A. 定期書類監査報告書

B. 法 令 集

基準日：令和8年8月1日



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

監 査 部

【改訂履歴】

年 月	版	主な改訂内容	
平成 27 年 12 月	初版		
平成 28 年 6 月	改訂	A. 書類監査報告書（標準監査） B. 書類監査報告書（重点監査） C. 実施要領 D. 改善の手引き	27 年度の書類監査に差換え
平成 29 年 6 月	改訂	A. 書類監査報告書 B. 実施要領 C. 改善の手引き	28 年度の書類監査に差換え
平成 30 年 7 月	改訂	A. 書類監査報告書 B. 実施要領 C. 改善の手引き	29 年度の書類監査に差換え
令和 元年 9 月	改訂	A. 書類監査報告書 B. 実施要領 C. 改善の手引き	30 年度の書類監査に差換え
令和 2 年 8 月	改訂	A. 書類監査報告書 B. 法令等資料集	令和元年度の書類監査に差換え
令和 3 年 8 月	改訂	A. 定期書類監査報告書 B. 法令等資料集	令和 2 年度の定期書類監査に差換え
令和 4 年 9 月	改訂	A. 定期書類監査報告書 B. 法令集	令和 3 年度の定期書類監査に差換え
令和 5 年 8 月	改訂	A. 定期書類監査報告書 B. 法令集	令和 4 年度の定期書類監査に差換え
令和 6 年 8 月	改訂	A. 定期書類監査報告書 B. 法令集	令和 5 年度の定期書類監査に差換え
令和 7 年 9 月	改訂	A. 定期書類監査報告書 B. 法令集	令和 6 年度の定期書類監査に差換え
令和 8 年 8 月	改訂	A. 定期書類監査報告書 B. 法令集	令和 7 年度の定期書類監査に差換え

令和8年1月22日

定期書類監査報告書（令和7年度）

日本貸金業協会 監査部 行

当社(私)は、「定期書類監査報告書(令和7年度)」を提出します。

提出日 令和 年 月 日

(必ずご記入ください)

協会員番号	第 0 0 号
商号又は名称 及び代表者	
問合せ担当者 (記入者)	
連絡先電話番号	- -
電子メールアドレス (任意)	@

【提出方法】

書類監査報告書(以下「本紙」と記載します。)の提出方法は次の3通りとなります。
(詳しくは別紙「提出要領」をご参照ください。)

1. 協会ホームページの「WEB書類監査サイト」にログインし、WEB上で回答入力後送信して提出。
2. 協会ホームページの「定期書類監査」のページから、本紙のExcelファイルをダウンロードし回答入力したものを電子メールに添付し、指定のメールアドレスに送信して提出。
3. 本紙の設問等に回答を直接記入し、郵送等で提出(郵送料はご負担ください)。

【提出期限】

定期書類監査報告書の提出期限は、**令和8年2月24日(火)**です。



監査部

◎ 点検にあたっての注意点

- ・ 設問の回答にあたり、あてはまる選択肢の網掛け(色付き)の部分に、○を入力又は記入してください。
なお、実績がなくあてはまる選択肢がないときは、態勢整備ができていれば「・・・している」、態勢整備ができていなければ「・・・していない」に読み替えて回答してください。
- ・ 設問に関する法令等については、「定期書類監査に関する法令集」を参照してください。

I. 貸金業務の実施状況について

経 営 管 理 等	
点検01	純資産額
直近の純資産額は、5,000万円以上ですか。	
☐	1. 5,000万円以上である
☐	2. 5,000万円未満である
点検02	内部管理態勢の構築等
代表者、取締役及び執行役等の経営者は、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備していますか。	
☐	1. 整備している
☐	2. 整備していない
点検03	適正な業務運営を確保するための検証
内部管理部门(担当者)は、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング(監視、観察)・検証を行っていますか。	
☐	1. 行っている
☐	2. 行っていない
点検04	不祥事件への対応
不祥事件があったことを知った場合、2週間以内に登録行政庁に届出をしなければならないことを認識し備えていますか。	
☐	1. 備えている
☐	2. 備えていない

法令等遵守態勢、監督行政庁への届出等

点検05 社内規則の見直し

社内規則は、最新の法令等に対応するよう、見直しを行っていますか。

＜最新の社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)及び改正履歴＞

→ 参考資料「社内規則の自己点検について」参照

→ 協会ホームページ(日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 社内規則の策定 > 「個別ガイドライン及び規程記載例」)参照

(<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/rules/>)

☐
☐

1. 行っている
2. 行っていない

点検06 変更の届出

貸金業に係る登録事項に変更があったときは、法定の期間内に、登録行政庁に届出をしていますか。

☐
☐

1. 届出をしている、又は事例はなかったが備えはできている
2. 届出をしていない

反社会的勢力による被害の防止

点検07 反社会的勢力に対する基本方針

「反社会的勢力に対する基本方針」をどのようにして公表していますか(複数回答可)。

☐
☐
☐

1. ホームページへの常時掲載
2. 社内外に掲示・備付け
3. 公表していない

点検08 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力に関する情報(以下「反社情報」)を一元的に管理したデータベースを構築していますか(以下から情報を収集している場合も「1.構築している」にご回答ください)。

※反社情報の入手先

- ① 暴力追放運動推進センター
- ② 特定情報照会サービス(JICC経由)
- ③ 日本クレジット協会(CIC経由)
- ④ グループ(預金取扱金融機関等)内で共有している反社情報

☐
☐

1. 構築している
2. 構築していない

個人情報保護法、顧客等に関する情報管理態勢

点検09 個人情報の利用目的の特定

与信事業に際して個人情報を取得する場合、利用目的について本人の同意を得ていますか。

- ☐ 1. 得ている
- ☐ 2. 得ていない

点検10 信用情報の目的外使用等の防止

指定信用情報機関への信用情報の提供依頼に係るアクセス管理(アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)を行っていますか。

- ☐ 1. 行っている
- ☐ 2. 行っていない
- ☐ 3. 指定信用情報機関に加入していない

点検11 個人情報保護宣言

「個人情報保護宣言」をどのようにして公表していますか(複数回答可)。

- ☐ 1. ホームページへの常時掲載
- ☐ 2. 事務所の窓口等での掲示・備付け
- ☐ 3. 公表していない

点検12 顧客等に関する情報の漏えい等への対応

資金需要者等に関する情報及び法人関係情報(顧客等に関する情報)の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、対象となった資金需要者等への説明、監督当局への報告及び必要に応じた公表、その他適切な措置が迅速かつ適切に行われる体制を整備していますか。

- ☐ 1. 整備している
- ☐ 2. 整備していない

外 部 委 託

点検13 外部委託先の監督等

委託先における委託業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が委託業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置を講じていますか。

- ☐ 1. 講じている
- ☐ 2. 講じていない
- ☐ 3. 外部委託は行っていない

取引時確認、疑わしい取引の届出

点検14 取引時確認等の実施

顧客等と新たに取引を行うに際し、犯罪収益移転防止法に基づいた取引時確認等を行っていますか。

- ☐ 1. 行っている
- ☐ 2. 行っていない

点検15 取引時確認～実質的支配者の確認

法人との取引に際して行う取引時確認において、実質的支配者の確認を行っていますか。

- ☐ 1. 行っている
- ☐ 2. 行っていない
- ☐ 3. 法人との取引は行っていない

点検16 確認記録の作成・保存

取引時確認を行ったときは確認記録を作成し、契約が終了した日から7年間保存することとしていますか。

- ☐ 1. している
- ☐ 2. していない

点検17 本人確認書類の適切な取扱い

確認記録に添付した本人確認書類の写しについて、基礎年金番号や保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分にマスキングはされていますか。

- ☐ 1. マスキングされている
- ☐ 2. マスキングされていない
- ☐ 3. 国民年金手帳や医療保険の被保険者証(保険証)・資格確認書で取引時確認は行っていない

点検18 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法第8条に定める「疑わしい取引」にあたるかどうかを判断し、その疑いがあると認められる場合には速やかに行政庁に届出をしなければならないことを認識し備えていますか。

- ☐ 1. 備えている
- ☐ 2. 備えていない

点検19 特定事業者作成書面等

特定事業者作成書面等※を作成し、定期的に見直しを行っていますか。

※自らが行う取引がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を記載した書面等(犯罪収益移転防止法施行規則第32条第1項第1号)。

- ☐ 1. 行っている
- ☐ 2. 行っていない

相 談 、 苦 情 及 び 紛 争 等 の 対 応 態 勢

点検20 相談及び助言

資金需要者等からの借入れ又は返済に関する相談等について、適切な外部相談機関（日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター等）を紹介していますか。

- ☐ 1. 紹介している、又は事例はなかったが備えはできている
- ☐ 2. 紹介していない

点検21 指定紛争解決機関名の各種書面への記載

契約締結前及び契約締結時に交付する書面（貸金業法第16条の2、第17条）に、指定紛争解決機関の名称（日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター）を記載していますか。

- ☐ 1. 記載している
- ☐ 2. 記載していない

貸 金 業 務 取 扱 主 任 者

点検22 貸金業務取扱主任者

営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者（以下「主任者」）の数が、予見し難い事由により法定の数※を下回るに至ったときは、2週間以内に法定の数に適合させるために必要な措置をとらなければならないことを認識し備えていますか。

※貸金業の業務に従事する者の数に対する主任者の数の割合が50分の1以上

- ☐ 1. 備えている
- ☐ 2. 備えていない

禁 止 行 為

点検23 禁止行為

禁止行為（貸金業法第12条の6）に関し、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っていますか。

- ☐ 1. 図っている
- ☐ 2. 図っていない

点検24 担保を徴求する貸付け

貸付けを行うにあたり、貸付けの金額に比し、合理的な理由がないのに過大な担保を徴求することがないよう確認していますか。

- ☐ 1. 確認している
- ☐ 2. 確認していない
- ☐ 3. 担保を徴求する貸付けは行っていない

利 息 ・ 保 証 料 等 に 係 る 制 限 等

点検25 利息・保証料に関する制限等

利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払いを要求していないか検証していますか。

- ☐ 1. 検証している
- ☐ 2. 検証していない

点検26 みなし利息

金銭の貸付けに関し、債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなされることを認識していますか(ただし、貸金業法第12条の8第2項で除外されたものはこの限りではありません)。

- ☐ 1. 認識している
- ☐ 2. 認識していない

契 約 に 係 る 説 明 態 勢

点検27 勧誘

債務者等に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うに際しては、当該債務者等から当該勧誘を行うことについての承諾を得ていますか。

- ☐ 1. 承諾を得ている
- ☐ 2. 承諾を得ていない
- ☐ 3. 勧誘は行っていない

点検28 担保提供者の認識の確認

不動産等の物的担保を徴求する貸付けを行うにあたり、担保権が実行され当該担保物件を失うこととなった場合の担保提供者の具体的な認識を確認していますか。

- ☐ 1. 確認している
- ☐ 2. 確認していない
- ☐ 3. 担保を徴求する貸付けは行っていない

点検29 連帯保証の説明

保証契約を締結しようとする場合には、連帯保証人は催告の抗弁及び検索の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことを説明していますか。

- ☐ 1. 説明している
- ☐ 2. 説明していない
- ☐ 3. 保証契約は締結していない

点検30 経営者保証に関するガイドライン

中小企業・小規模事業者等の経営者等(以下「経営者等」との間で保証契約を締結する場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明していますか。

- ☐ 1. 説明している
- ☐ 2. 説明していない
- ☐ 3. 経営者等と保証契約は締結していない

過剰貸付けの防止、個人情報情報の提供等

点検31 加入指定信用情報機関の商号等の公表

指定信用情報機関(JICC・CIC)に加入している場合、指定信用情報機関の商号又は名称をどのようにして公表していますか(複数回答可)。

- ☐ 1. 店頭でのポスター(自社で作成したものを含む)掲示
- ☐ 2. ホームページへの掲載
- ☐ 3. 公表していない
- ☐ 4. 指定信用情報機関に加入していない

点検32 借入れ意思の確認

借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入れの意思を確認していますか。

- ☐ 1. 確認している
- ☐ 2. 確認していない

点検33 成年年齢引下げを踏まえた対応

18、19歳の若年者(以下「若年者」との間で貸付けの契約を締結しようとする場合、資金使途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には聴き取りを行う等、より慎重な調査を行っていますか。

- ☐ 1. より慎重な調査を行っている
- ☐ 2. 特に慎重な調査は行っていない
- ☐ 3. 若年者に対する貸付けは行っていない

点検34 指定信用情報機関を使用した調査

個人である顧客等(保証人予定者を含む)と貸付けの契約を締結しようとする場合には、返済能力調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用していますか。

- ☐ 1. 使用している
- ☐ 2. 使用していない
- ☐ 3. 個人である顧客等と貸付けの契約は締結していない

点検35 貸付審査(法人)

資金需要者等が法人である場合、事業の実態を確認する書類等(商業登記簿謄本等)及び返済能力を確認する書類等(決算書、資金繰り表、事業計画書等)の提出を受けていますか。

- ☐ 1. 受けている
- ☐ 2. 受けていない
- ☐ 3. 法人に対する貸付けは行っていない

点検36 除外貸付け(貸金業法施行規則第10条の21)

不動産の建設、購入、改良等に必要な資金の貸付けに係る契約を行う場合、除外貸付けに該当することを証明する書面等(不動産の売買契約書、建設工事の請負契約書等)を取得していますか。

- ☐ 1. 取得している
- ☐ 2. 取得していない
- ☐ 3. 不動産関連の除外貸付けは行っていない

点検37 例外貸付け(貸金業法施行規則第10条の23)

個人事業者向けの例外貸付けを行う場合、例外貸付けに該当することを証明する書面等(例えば確定申告書等の事業実態を証した書面、事業計画・収支計画・資金計画等の書面)を取得していますか。

- ☐ 1. 取得している
- ☐ 2. 取得していない
- ☐ 3. 個人事業者向けの例外貸付けは行っていない

点検38 途上与信調査

個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、定期又は随時の途上与信調査(貸金業法第13条の3)を指定信用情報機関の保有する信用情報を使用して行っていますか。

- ☐ 1. 行っている
- ☐ 2. 行っていない
- ☐ 3. 極度方式貸付けは行っていない

点検39 基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置

途上与信調査の結果、基準額超過極度方式基本契約(貸金業法第13条の3第5項)に該当すると認められるときは、極度額の減額や新たな極度方式貸付けの停止等の必要な措置を講じていますか。

- ☐ 1. 講じている、又は調査したが該当する契約はなかった
- ☐ 2. 講じていない
- ☐ 3. 極度方式貸付けは行っていない

広 告 に 関 す る 規 制

点検40 広告審査

個人向け無担保無保証の貸付けの契約に係る広告(「テレビCM」「新聞広告」「雑誌広告」「電話帳広告」)を出稿するにあたり、協会の審査機関から承認を得ていますか。

- ☐ 1. 承認を得ている
- ☐ 2. 承認を得ていない
- ☐ 3. 承認が必要な広告が出稿していない

点検41 ホームページ広告の遵守事項

自社ホームページを開設している場合、貸付けに係る商品を紹介するページの表示や表現等について、「貸金業者の広告に関する細則」(令和5年10月31日新設)で定める事項を遵守していますか。

- ☐ 1. 遵守している
- ☐ 2. 遵守していない
- ☐ 3. ホームページでは貸付けに係る商品を紹介していない
- ☐ 4. ホームページは開設していない

書 面 の 交 付 義 務

点検42 契約締結前の書面の交付

貸付けに係る契約を締結しようとする場合に交付する書面(契約締結前の書面・貸金業法第16条の2)について、法令等で定める事項が適正に記載されているか検証していますか。

- ☐ 1. 検証している
- ☐ 2. 検証していない

点検43 保証契約締結前の書面の交付

自主規制基本規則第24条第2項の規定に基づき、保証人(保証業者を除く)となろうとする者に、保証契約締結前の書面(貸金業法第16条の2第3項)を保証契約締結日の前日までに交付していますか。

- ☐ 1. 交付している
- ☐ 2. 前日までの交付が適用されない保証人(自主規制基本規則第34条第5項)のみのため当日までに交付している
- ☐ 3. 交付していない
- ☐ 4. 保証契約は締結していない

点検44 契約締結時の書面の交付

貸付けに係る契約を締結したときに交付する書面(契約締結時の書面・貸金業法第17条)について、法令等で定める事項が適正に記載されているか検証していますか。

- ☐ 1. 検証している
- ☐ 2. 検証していない

点検45 重要事項変更時の書面の再交付

貸付締結時の書面の記載事項のうち、重要な事項※を変更したときは、改めて書面を交付していますか。

※貸金業法施行規則第13条第2項、第4項、第7項、第10項、第12項参照

☐
☐

1. 交付している、又は事例はなかったが備えはできている
2. 交付していない

点検46 保証契約締結時の書面の交付

貸付に係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、保証契約締結時の書面（貸金業法第17条第3項）を保証人に交付していますか。

☐
☐
☐

1. 交付している
2. 交付していない
3. 保証契約は締結していない

点検47 受取証書の交付

「銀行等の口座への払込みによる弁済」を受けた場合で、弁済をした者からの請求があったときは、当該弁済者に受取証書（領収書）を交付していますか。

☐
☐

1. 交付している、又は事例はなかったが備えはできている
2. 交付していない

点検48 債権証書の返還

貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合、遅滞なく、弁済をした者に債権証書（例えば借用証書）を返還していますか。

☐
☐
☐

1. 返還している
2. 返還していない
3. 債権証書は有していない

取 立 行 為 規 制**点検49 支払を催告するための書面**

支払を催告するための書面（貸金業法第21条第2項。以下「催告書面」）に、法令等で定める事項が適正に記載されているか検証していますか。

☐
☐
☐

1. 検証している
2. 検証していない
3. 催告書面は使用していない

帳簿の備付け等、証明書の携帯等

点検50 帳簿の備付け

営業所又は事務所ごとに、業務に関する「帳簿」(貸金業法第19条)の一部である「交渉の経過の記録」を備え付けていますか。

- ☐ 1. 備え付けている
- ☐ 2. 備え付けていない

点検51 帳簿の閲覧・謄写等

帳簿の閲覧・謄写や取引履歴の開示の請求に対し、債務者等に過度の負担を課すことなく、迅速に応じていますか。

- ☐ 1. 応じている、又は事例はなかったが備えはできている
- ☐ 2. 応じていない

点検52 貸金業者登録票

「貸金業者登録票」は、登録番号と登録有効期間を最新の記載にしたうえで、公衆の見やすい場所に掲示していますか。

- ☐ 1. している
- ☐ 2. していない

点検53 貸付条件等の掲示

「貸付条件表」は、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に掲示していますか。

- ☐ 1. 掲示している
- ☐ 2. 掲示していない

点検54 貸付条件等のホームページでの掲載

自社ホームページを開設している場合、「商号若しくは名称又は氏名」「登録番号」「登録有効期間」及び貸付条件等(貸金業法第14条第1項各号(第4号を除く)に定める事項)をホームページ上に掲載していますか。

※令和6年4月1日の貸金業法改正に伴う措置。なお、常時使用する従業員の数が20人以下の場合は掲載を要しません。

- ☐ 1. 掲載している
- ☐ 2. 掲載していない(従業員数21人以上)
- ☐ 3. 自社ホームページは開設していない、又は従業員数が20人以下であるため掲載していない

点検55 従業者証明書

「従業者証明書」の「証明書番号」は、「従業者名簿」に記載している「従業者証明書番号」と一致していますか。

- ☐ 1. 一致している
- ☐ 2. 一致していない

点検56 従業者名簿

「従業者名簿」は、最終の記載をした日から10年間保存することとしていますか。

- ☐ 1. している
- ☐ 2. していない

債 権 譲 渡 等

点検57 債権譲渡に関する届出

貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合、2週間以内に登録行政庁に届出をしていますか。

- ☐ 1. 届出をしている
- ☐ 2. 届出をしていない
- ☐ 3. 債権譲渡は行っていない

点検58 債権譲渡～貸金業法第24条第1項の通知

貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するにあたっては、譲受人に対し、貸金業法第24条第1項に定める通知を行っていますか。

- ☐ 1. 行っている
- ☐ 2. 行っていない
- ☐ 3. 債権譲渡は行っていない

シ ス テ ム リ ス ク 管 理 態 勢

点検59 システムリスク管理態勢(情報セキュリティ管理)

定期的に、データのバックアップを取るなど、データが毀損等した場合に備えた措置を取っていますか。

- ☐ 1. 措置を取っている
- ☐ 2. 措置を取っていない
- ☐ 3. 貸金業務をコンピュータシステムを用いて処理していない

点検60 サイバーセキュリティ管理

インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式の導入や、業務に応じた不正防止策を講じていますか。

- ☐ 1. している
- ☐ 2. していない
- ☐ 3. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引は行っていない

任意回答 以上の設問に対する回答で、補足事項がありましたら記入してください。

(ご意見・ご要望は、Ⅲ.のアンケート欄に記入してください)

Ⅱ. 貴社の営業状況等について

問1 貸金業の営業状況【いずれか1つに○】

- ☐ ① 貸金業専業、又は主たる事業として貸金業を営んでいる
- ☐ ② 貸金業は主たる事業ではない(他に主たる事業がある)

問2 借入申込の受付状況【いずれか1つに○】

- ☐ ① 新規客の申込を受け付けている(既存客の申込も含む)
- ☐ ② 既存客に限って申込を受け付けている
- ☐ ③ 一切の申込受付を停止している(貸付残高がある)
- ☐ ④ 一切の申込受付を停止している(貸付残高はない)
- ☐ ⑤ 貸金業の営業開始前、又は開業以来貸付実績なし ⇒ 問6へ進む(問3～5は回答不要)

問3 貸付け先【過去3年間で貸付実績のあるものにすべて○】

- ☐ ① 個人(消費者)
- ☐ ② 個人(事業者)
- ☐ ③ 法人(関係会社を除く)
- ☐ ④ 関係会社、又はその従業員
- ☐ ⑤ その他
- ☐ ⑥ 過去3年間で貸付実績はない ⇒ 問6へ進む(問4、5は回答不要)

問4 貸付けに係る契約の区分【過去3年間で貸付実績のあるものにすべて○】

- ☐ ① 証書貸付(極度方式貸付を除く)
- ☐ ② 極度方式貸付(カード発行あり)
- ☐ ③ 極度方式貸付(カード発行なし)
- ☐ ④ 手形貸付・手形の割引
- ☐ ⑤ 金銭の貸借の媒介
- ☐ ⑥ その他

問5 貸付けの取扱い種類【過去3年間で貸付実績のあるものにすべて○】

- ☐ ① 個人向け貸付け
- ☐ ② 法人向け貸付け
- ☐ ③ 住宅ローン
- ☐ ④ 親会社や関係会社の顧客に対する貸付け
- ☐ ⑤ 保証業者を付して行う貸付け
- ☐ ⑥ インターネット等の通信手段を利用した非対面での貸付け
- ☐ ⑦ その他

問6 貸金業に関する外部委託【一部でも委託している業務にすべて○】 ※現在の状況

- ☐ ① 貸付審査業務
- ☐ ② 貸付けの契約の締結
- ☐ ③ 金銭の交付(CD、ATM含む)
- ☐ ④ 貸付けの契約に係る書面交付業務(CD、ATM含む)
- ☐ ⑤ 貸付債権の管理・回収業務(CD、ATM含む)
- ☐ ⑥ 貸金業に係る情報システムの運用
- ☐ ⑦ その他
- ☐ ⑧ 上記のいずれも委託していない

Ⅲ. 書類監査に関するアンケート

問1 書類監査の設問のボリューム(量)について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

- ☐ ① 適切
- ☐ ② (設問数が)多い
- ☐ ③ (設問数が)少ない

問2 書類監査の設問レベルについて、ご回答ください。【いずれか1つに○】

- ☐ ① 今回と同水準でよい
- ☐ ② 水準を上げた方がよい(高度な内容)
- ☐ ③ 水準を下げた方がよい(初歩的な内容)

問3 WEB書類監査サイトに掲載している法令集及び参考資料の活用について、ご回答ください。

【いずれか1つに○】

- ☐ ① ダウンロードして、監査の回答に活用した
- ☐ ② ダウンロードしたが、特に活用しなかった
- ☐ ③ 今回は活用しなかったが、今後は活用したい
- ☐ ④ 活用していないし、今後も活用するつもりはない

問4 以上のアンケート回答の補足や、書類監査、協会の監査についてご意見がございましたら記入してください。

以上

定期書類監査(令和7年度)に関する法令集

定期書類監査報告書(令和7年度)の設問に対応する、法令等(抄)や参考資料を収録いたしました。

一部省略して掲載している条文もありますので、完全な法令等は、デジタル庁が運営するe-Gov法令検索サイト(<https://elaws.e-gov.go.jp>)等でご確認ください。

※ 関係法令の略称については、以下のように記載します。

- ・貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則 → 自主規制基本規則
- ・社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」) → 個別ガイドライン、規程記載例
- ・貸金業者向けの総合的な監督指針 → 監督指針
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律 → 犯罪収益移転防止法、犯収法
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 → 犯罪収益移転防止法施行令、犯収法施行令
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 → 犯罪収益移転防止法施行規則、犯収法施行規則

基準日：令和7年12月31日



監 査 部

2025T

目次

◆「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の新設について.....	22
◆ 貸金業法におけるみなし利息について.....	22
経営管理等	24
点検 01 純資産額.....	24
点検 02 内部管理態勢の構築等.....	24
点検 03 適正な業務運営を確保するための検証.....	24
点検 04 不祥事件への対応.....	24
法令等遵守態勢、監督行政庁への届出等	25
点検 05 社内規則の見直し.....	25
点検 06 変更の届出.....	25
反社会的勢力による被害の防止	26
点検 07 反社会的勢力に対する基本方針.....	26
点検 08 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築.....	26
個人情報保護法、顧客等に関する情報管理態勢	26
点検 09 個人情報の利用目的の特定.....	26
点検 10 信用情報の目的外使用等の防止.....	27
点検 11 個人情報保護宣言.....	27
点検 12 顧客等に関する情報の漏えい等への対応.....	28
外部委託	28
点検 13 外部委託先の監督等.....	28
取引時確認、疑わしい取引の届出	29
点検 14 取引時確認等の実施.....	29
点検 15 取引時確認～実質的支配者の確認.....	30
点検 16 確認記録の作成・保存.....	31
点検 17 本人確認書類の適切な取扱い.....	31
点検 18 疑わしい取引の届出.....	32
点検 19 特定事業者作成書面等.....	32
相談、苦情及び紛争等の対応態勢	33
点検 20 相談及び助言.....	33
点検 21 指定紛争解決機関名の各種書面への記載.....	33
貸金業務取扱主任者	34
点検 22 貸金業務取扱主任者.....	34
禁止行為	34
点検 23 禁止行為.....	34
点検 24 担保を徴求する貸付け.....	35
利息・保証料等に係る制限等	35

点検 25	利息・保証料に関する制限等	35
点検 26	みなし利息	36
契約に係る説明態勢		36
点検 27	勧誘	36
点検 28	担保提供者の認識の確認	36
点検 29	連帯保証の説明	37
点検 30	経営者保証に関するガイドライン	37
過剰貸付けの防止、個人信用情報の提供等		38
点検 31	加入指定信用情報機関の商号等の公表	38
点検 32	借入れ意思の確認	38
点検 33	成年年齢下げを踏まえた対応	38
点検 34	指定信用情報機関を使用した調査	38
点検 35	貸付審査（法人）	38
点検 36	除外貸付け（貸金業法施行規則第 10 条の 21）	39
点検 37	例外貸付け（貸金業法施行規則第 10 条の 23）	39
点検 38	途上与信調査	40
点検 39	基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置	40
広告に関する規制		40
点検 40	広告審査	40
点検 41	ホームページ広告の遵守事項	41
書面の交付義務		42
点検 42	契約締結前の書面の交付	42
点検 43	保証契約締結前の書面の交付	42
点検 44	契約締結時の書面の交付	45
点検 45	重要事項変更時の書面の再交付	45
点検 46	保証契約締結時の書面の交付	45
点検 47	受取証書の交付	50
点検 48	債権証書の返還	50
取立行為規制		51
点検 49	支払を催告するための書面	51
帳簿の備付け等、証明書の携帯等		51
点検 50	帳簿の備付け	51
点検 51	帳簿の閲覧・謄写等	52
点検 52	貸金業者登録票	52
点検 53	貸付条件等の掲示	52
点検 54	貸付条件等のホームページでの掲載	52
点検 55	従業者証明書	53
点検 56	従業者名簿	54
債権譲渡等		54
点検 57	債権譲渡に関する届出	54
点検 58	債権譲渡～貸金業法第 24 条第 1 項の通知	54

システムリスク管理態勢	55
点検 59 システムリスク管理態勢（情報セキュリティ管理）	55
点検 60 サイバーセキュリティ管理	55
■ 付録（参考書式等）	56
● 業務用書式や法定交付書類等のひな型・掲載場所	56
● 犯罪収益移転防止法・本人特定事項の確認方法、本人確認書類（点検 14）	57
● 犯罪収益移転防止法・実質的支配者の確認（点検 15）	59
● 犯罪収益移転防止法・確認記録の記録事項（点検 16）	60
● 貸付けに係る契約 契約締結前書面・契約締結時書面 記載事項（点検 42、44）	61
● 交渉経過等記録簿（点検 50）	64
● 貸金業者登録票（点検 52）	64
● 従業者証明書（点検 55）	65
● 従業者名簿（点検 56）	65

◆「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の新設について

近年のサイバーリスクの深刻化に対処していくために、令和 6 年 10 月 4 日に、監督指針Ⅱ-2-4「システムリスク管理態勢」が改正され、また、同日、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が新設されています。

貸金業者は、監督指針だけでなく、同ガイドラインの趣旨も踏まえた上で、サイバーセキュリティ管理態勢を整備することが求められています。

- 金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドラインは、以下のサイトで確認できます。

金融庁ホームページ > 法令・指針等 > その他ガイドライン等「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/18.pdf>)

◆ 貸金業法におけるみなし利息について

協会の監査において、利息そのものは貸金業法第 12 条の 8 第 1 項（利息制限法第 1 条）に定める上限金利の範囲内で契約や受領しているものの、貸金業法第 12 条の 8 第 2 項（利息制限法第 3 条）において利息とみなされるもの（いわゆる「みなし利息」）に関する認識違いにより、利息制限法の上限金利を超過する利息の契約や受領を行っている事例が見受けられます。

- 貸金業者は、利息制限法に規定する上限金利（貸付額に応じて 15.0%～20.0%）を遵守しなければなりません。利息制限法の上限金利を超える金利は超過部分が無効・行政処分の対象となり、出資法の上限金利（20.0%）を超える金利は、刑事罰の対象となります。
- 貸金業法での利息には、みなし利息が含まれます。みなし利息とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭となります。
- 貸付けに際して、貸付元本額から貸付時に事務手数料を差し引いた残額を交付した場合、控除後残高で実質年率を計算する必要があります。約定元本を元本として実質年率を算出した場合は誤りが生じることになりますので注意が必要です。

また、約定弁済前に期限前弁済があった場合、貸付実行日から弁済日までの期間に受領した利息及び事務手数料の金額は、利息制限法に基づき同期間を貸付期間として利息の再計算を行う必要があります。

ただし、出資法及び利息制限法並びに貸金業法において、契約の締結及び債務の弁済の費用のうち、次に掲げるものはみなし利息から除かれ、利息とみなされない費用となります。

- ① 公租公課の支払に充てられるべきもの
- ② 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ③ 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

また、債務者の要請により貸金業者が行う以下の事務の費用についても出資法施行令及び利息制限法施行令並びに貸金業法施行令において利息とみなさない旨の規定があります。

- ① 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料
- ② 法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料
- ③ 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

経	営	管	理	等
点検 01 純資産額				
(登録の拒否) 貸金業法 第6条 1 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。） (貸金業者の最低純資産額) 貸金業法施行令 第3条の2 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、<u>五千万円</u>とする。 (監督上の処分) 貸金業法 第24条の6の4 1 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第六条第一項第十三号（第十二条の三第三項の規定の適用がある場合を除く。）又は第六条第一項第十四号から第十六号までのいずれかに該当することとなつたとき。				
点検 02 内部管理態勢の構築等				
(経営管理等) 監督指針 II-1 (1) ① 経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部门及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取組んでいるか。 (経営管理) 自主規制基本規則 第4条 協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における<u>代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であること</u>にかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、<u>経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。</u>				
点検 03 適正な業務運営を確保するための検証				
(経営管理等) 監督指針 II-1 (1) ⑤ 内部管理部门において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。				
点検 04 不祥事件への対応				
(開始等の届出) 貸金業法 第24条の6の2 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。 (開始等の届出) 貸金業法施行規則 第26条の25 1 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 四 <u>役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があつたことを知つた場合</u> 2 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、<u>その日から二週間以内に</u>、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。				

(不祥事件に対する監督上の対応) 監督指針 II-2-8

施行規則第26条の25第1項第4号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」(以下「不祥事件」という。)が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。

なお、不祥事件とは、貸金業の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。

- ・貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等。
- ・貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為。
- ・その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて、上記に掲げる行為に準ずるもの。

法令等遵守態勢、監督行政庁への届出等

点検 05 社内規則の見直し

最新の社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)及び改正履歴は、協会ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

→ 参考資料「社内規則の自己点検について」(WEB書類監査サイト)

→ 日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 社内規則の策定 > 個別ガイドライン及び規程記載例 (<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/rules/>)

※ 社内規則の規程記載例、最近の主な改正

令和7年3月 【3-1 個人顧客情報の安全管理措置等(基本編)】、【5. 取引時確認等の措置等】、【9 禁止行為】他

令和7年4月 【5. 取引時確認等の措置等】

令和7年9月 【5. 取引時確認等の措置等】

令和7年11月 【3-1 個人顧客情報の安全管理措置等(基本編)】、【19 システムリスク管理態勢】

点検 06 変更の届出

(登録の申請) 貸金業法 第4条

1 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。)である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の三までを除き、以下同じ。)の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。)の氏名及び登録番号

七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

八 業務の種類及び方法

九 他に事業を行つているときは、その事業の種類

(変更の届出) 貸金業法 第8条

1 貸金業者は、第四条第一項各号(第五号及び第七号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするとき(前条各号のいずれかに該当することとなる場合を除く。)は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

反社会的勢力による被害の防止

点検 07 反社会的勢力に対する基本方針

(経営管理等) 監督指針 II-1(1)

- ④ 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、貸金業者に対する公共の信頼を維持し、貸金業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下 II-1 において「政府指針」という。)の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。

さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

規程記載例 <2-2. 反社会的勢力による被害の防止> (目的) 第 1 条

「反社会的勢力に対する基本方針 (例)」

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

- 一 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- 二 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 三 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 四 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- 五 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

点検 08 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

(反社会的勢力による被害の防止) 監督指針 II-2-6(1)

- ② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該貸金業者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。

個人情報保護法、顧客等に関する情報管理態勢

点検 09 個人情報の利用目的の特定

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 第 2 条 利用目的の特定(法第 17 条関係)

- 3 金融分野における個人情報取扱事業者が、与信事業に際して、個人情報を取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることとし、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載することとする。この場合、事業者は取引上の優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として、与信事業において取得した個人情報を当該事業以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを利用目的として同意させる行為を行うべきではなく、本人は当該ダイレクトメールの発送等に係る利用目的を拒否することができる。

点検 10 信用情報の目的外使用等の防止

(個人信用情報の提供等) 監督指針 II-2-14 (1)

③ 法令等を踏まえた信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢の構築

ハ、社内規則等に則り、信用情報の目的外使用等を防止する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

- ア、指定信用情報機関への信用情報の提供依頼に係るアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）を図り、使用目的を返済能力等調査に限定して提供依頼を行う態勢が整備されているか。

点検 11 個人情報保護宣言

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 第20条 個人情報保護宣言の策定（法第21条及び第32条並びに基本方針関係）

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。本ガイドラインにおいて「個人情報保護宣言」という。）を策定し、例えば、次に掲げる内容をインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表することとする。

- ① 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言
- ② 法第21条における個人情報の利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明
- ③ 法第32条における開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明
- ④ 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

規程記載例 <3-1. 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）> （個人情報保護宣言の策定）第25条第2項「個人情報保護に関する基本方針（例）」

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の取扱いに関し、その情報を安全に管理し、適正に使用することの重要性から、次のとおり個人情報保護方針を定め、当社で保有するすべての個人情報の保護に万全をつくすことをお約束します。

1. 関係法令の遵守

当社は、個人情報の取扱いにおいて「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及びその他の関係法令を遵守致します。

2. 個人情報の適正利用

当社は、ホームページ等での公表又は書面によるお知らせによりお客様の個人情報の利用目的を明確にし、法令に定める場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において使用致します。

なお、利用目的の特定については、例えば、当社の事業内容を勘案してお客様の属性ごとに利用目的を限定する措置やお客様の選択により利用目的を限定する措置などを実施することも踏まえ、お客様にとって利用目的がより明確になるように努めます。また、情報の取得についても、個人情報の取得元又はその取得方法（取得の種類等）を、可能な限り、具体的に明示するよう努めます。

3. 個人信用情報機関の利用

当社が加盟する個人信用情報機関に登録されている個人情報は、返済能力の調査以外の目的には利用致しません。

4. 個人情報の安全管理

当社は、保有する個人情報において、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん及び漏えい等の防止に努め、適切な安全管理措置を講じます。

5. 個人情報の第三者提供

当社は、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報を、あらかじめご本人様の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。

6. 個人情報の委託

当社が個人情報の取扱いを外部へ委託する場合は、当社の定める基準に基づき個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定したうえ、適正な取扱いを確保するための契約等を締結し、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

また、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等により、可能な範囲で、委託事務処理の透明化に努めます。

7. 個人情報保護の維持・改善

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、全役職員に対する個人情報保護に関する教育及び取扱い状況に関する定期的な監査を行い、当保護方針を実践するとともに、その継続的改善に努めます。

8. 個人情報についてのお問い合わせ窓口の設置について

当社は、個人情報の取扱いに関するお客様からのお問い合わせ窓口を設置し、適切かつ迅速な対応に努めます。なお、当社の保有個人データについてご本人様からご要望があった場合には、当社からのダイレクトメールの発送停止を含め、可能な範囲で、ご要望に応じるよう努めます。

〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社

社長 〇〇〇〇

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口】

〇〇株式会社 お客様相談室

受付時間 平日〇時～〇時

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

点検 12 顧客等に関する情報の漏えい等への対応

（個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告）貸金業法施行規則 第10条の2の2

貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を管轄財務局長又は都道府県知事に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（顧客等に関する情報管理態勢）監督指針 II-2-2（1）

② 法令等を踏まえた顧客等に関する情報管理に係る実施態勢の構築

ロ. 顧客等に関する情報管理態勢に係る着眼点

ｂ. 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

※ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報（法第2条第13項に規定する信用情報をいう。以下同じ。）については II-2-14（1）③を参照。

外

部

委

託

点検 13 外部委託先の監督等

（業務運営に関する措置）貸金業法 第12条の2

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）貸金業法施行規則 第10条の5

貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必

要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

取引時確認、疑わしい取引の届出

点検 14 取引時確認等の実施

(取引時確認等) 犯罪収益移転防止法 第4条

- 1 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
 - 一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）
 - 二 取引を行う目的
 - 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
 - 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項
- 2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。
 - 一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの
 - イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引
 - ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引
 - 二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの
- 3 （略）
- 4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。
- 5～6 （略）

点検 15 取引時確認～実質的支配者の確認

(取引時確認等) 犯罪収益移転防止法 第4条

- 1 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一～三（略）

- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

(実質的支配者の確認方法等) 犯罪収益移転防止法施行規則 第11条

- 1 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第四号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。
- 2 法第四条第一項第四号及び令第十二条第三項第三号に規定する主務省令で定める者（以下「実質的支配者」という。）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
 - 一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。以下この条において同じ。）が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人（定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。以下この条及び第十四条第三項において「資本多数決法人」という。）のうち、その議決権の総数の四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの 当該自然人
 - 二 資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人
 - 三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの 当該自然人
 - イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）
 - ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
- 四 前三号に定める者がいない法人 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人
- 3 前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。
 - 一 当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合
 - 二 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合
- 4 国等（令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）及びその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）は、第二項の規定の適用については、自然人とみなす。

点検 16 確認記録の作成・保存

(確認記録の作成義務等) 犯罪収益移転防止法 第6条

- 1 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。
- 2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

※書式例は協会ホームページからダウンロードできます。

日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 業務用書式 ひな型一覧

(<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/business-form/>)

「18 確認記録の参考様式（自然人）」「19 確認記録の参考様式（法人）」

点検 17 本人確認書類の適切な取扱い

(取引時確認、疑わしい取引の届出) 監督指針 II-2-5 (1) ①

ホ. 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 PEP s (注) 該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。

個別ガイドライン <5. 取引時確認等の措置等> (取引時確認及び取引記録等の保存) 第3条第2項(後注1)
(後注1)(略)

また、通知カードを本人確認書類等として用いることはできないこと、通知カード以外の表面に個人番号が記載されている書類の取扱い及び、国民年金手帳を本人確認書類として用いる場合の留意事項等については、協会ホームページの協会員専用サイト「協会発信情報」に掲載している平成27(2015)年11月20日付「犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として個人番号カード又は国民年金手帳を用いる場合の留意事項等について」(※)を参照されたい。

※ 日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 新着情報(一覧はこちら) > 協会員専用サイトバックナンバー > 2015年度 > 2015.11.20「犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として個人番号カード又は国民年金手帳を用いる場合の留意事項等について」
(<https://www.j-fsa.or.jp/doc/moneylender/member/message/notification/151120.pdf>)

個別ガイドライン <5. 取引時確認等の措置等> (取引時確認及び取引記録等の保存) 第3条第2項(後注3)

(後注3) 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求は、原則として禁止されていることから、本人確認等のために医療保険の被保険者証又は資格確認書の提示等を求める場合には、以下の点に留意する必要がある。なお、令和2年9月30日以前に本人確認書類として取得された被保険者証の写し等については、あらかじめマスキング等を施す等の対応は特段求められないが、法の趣旨を踏まえ、被保険者等記号・番号等が利用されることのないよう、被保険者証の写しについては厳重に管理する等、適切な対応を行うこととする。

- ① ホームページ等において、「資格確認書の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった、被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような記載を行わないこと。
- ② 本人特定事項の確認に際して被保険者証又は資格確認書の提示を受ける場合には、当該被保険者証又は資格確認書の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにし、当該被保険者証又は資格確認書の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ③ 被保険者証又は資格確認書の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求めること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

なお、被保険者証に記載されている二次元コードについては、読み取ることによって被保険者等記号・番号等が分かるものがあることから、被保険者等記号・番号等のマスキングを施す場合には、読み取ることができないような措置を施すことが望ましい。(略)

点検 18 疑わしい取引の届出

(疑わしい取引の届出等) 犯罪収益移転防止法 第 8 条

- 1 特定事業者（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引について、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。
- 2 （略）
- 3 前二項の規定による判断は、第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）に係る取引時確認の結果、当該取引等の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。
- 4～6 （略）

(疑わしい取引の届出の方法等) 犯罪収益移転防止法施行令 第 16 条

- 1 疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従って、疑わしい取引の届出をしなければならない。
- 2 法第八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
 - 二 疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この項において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所
 - 三 対象取引が発生した業務の内容
 - 四 対象取引に係る財産の内容
 - 五 特定事業者において知り得た対象取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項
 - 六 疑わしい取引の届出を行う理由
 - 七 その他主務省令で定める事項
- 3 （略）

点検 19 特定事業者作成書面等

(取引時確認等を的確に行うための措置) 犯罪収益移転防止法 第 11 条

特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

- 一 使用人に対する教育訓練の実施
- 二 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- 三 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
- 四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

(取引時確認等を的確に行うための措置) 犯罪収益移転防止法施行規則 第 32 条

- 1 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。
 - 一 自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
 - 二 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
 - 三 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。

(取引時確認、疑わしい取引の届出) 監督指針 II-2-5 (1) ①

ロ．テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じる

ために、以下のような対応を行っているか。

- a. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。
- b. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること。

※書式例は協会ホームページからダウンロードできます。

日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 業務用書式 ひな型一覧
(<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/business-form/>)
「20 特定事業者作成書面等」

貸金業者は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求められている事項について、令和6年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備することとされています。

日本貸金業協会では、支援の一環として、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく自己検証リスト」及び「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援に関するQ & A」を協会ホームページに掲載しております。

詳細は令和5年7月20日付協会発信情報「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援について」をご参照ください。

日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 新着情報（一覧はこちら） > 協会員専用サイトバックナンバー > 2023年度 > 2023.7.20「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の支援について」
(https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/message/details/230720_2.php)

相 談 、 苦 情 及 び 紛 争 等 の 対 応 態 勢

点検 20 相談及び助言

（相談及び助言）貸金業法 第12条の9

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介するよう努めなければならない。

＜相談・紛争解決委員会が指定する相談機関＞

1. 日本貸金業協会「貸金業相談・紛争解決センター」
2. 公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会
3. 日本弁護士連合会 等
4. 日本司法書士連合会 等
5. 日本司法支援センター「法テラス」
6. 全国各消費生活センター

点検 21 指定紛争解決機関名の各種書面への記載

（契約締結前の書面の交付）貸金業法施行規則 第12条の2第1項第1号その他

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- （1） 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

（契約締結時の書面の交付）貸金業法施行規則 第13条第1項第1号その他

ソ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 (貸金業相談・紛争解決センターの公表等) 紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項 第2条 2 甲は、貸金業法の規定に基づき交付又は送付する書面又はこれに代わる電磁的記録に甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関の名称を記載する場合には、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載しなければならない。
貸 金 業 務 取 扱 主 任 者
点検 22 貸金業務取扱主任者 (貸金業務取扱主任者の設置) 貸金業法 第12条の3 1 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。第二十条の二において同じ。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。 3 貸金業者は、予見し難い事由により、営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が第一項の内閣府令で定める数を下回るに至ったときは、<u>二週間以内</u>に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。 (法第12条の3第1項に規定する内閣府令で定める数) 貸金業法施行規則 第10条の8 法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、営業所等において<u>貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が五十分の一以上となる数</u>とする。
禁 止 行 為
点検 23 禁止行為 (禁止行為) 貸金業法 第12条の6 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為 二 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（次号に掲げる行為を除く。） 三 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為 四 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為 (禁止行為等) 監督指針 II-2-10 (1) 主な着眼点 ① 資金需要者等に虚偽を告げることや不確実な事項について断定的判断を提供することを禁止するなど、法第12条の6の禁止行為に関し規定した社内規則等を定め、<u>役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> ② (略) (2) 留意事項 ① 法第12条の6第1号に規定する「貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない」行為に該当するかどうかは、個々の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、次のような行為を行う場合には、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、同号から第3号に規定する「告げる」又は「告げない」行為とは必ずしも口頭によるものに限られない。 イ. 資金需要者等から契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること。 ロ. 資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること。

② 法第 12 条の 6 第 4 号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。

イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。

- ア. 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
- イ. 白地手形及び白地小切手を徴求すること。
- ウ. 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- エ. 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること。
- オ. クレジットカードを担保として徴求すること。
- カ. 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収、資金使途、家計状況等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること。

ロ. 人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払を要求すること。なお、一切の金銭の支払とは、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするかを問わない。

ハ. 顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を増し、和解契約を締結すること。

ニ. 貸金業者が、架空名義若しくは借名で金融機関等に口座を開設し又は金融機関等の口座を譲り受け、債務の弁済に際して当該口座に振込みを行うよう要求すること。

ホ. 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。

ヘ. 資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合には、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。

ト. 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。

- ア. 資金需要者等に一方的に不利となる契約の締結を強要すること。
- イ. 今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により、株式、出資又は社債の引受けを強要すること。
- ウ. 貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。

チ. 確定判決において消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 8 条から第 10 条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。

点検 24 担保を徴求する貸付け

（禁止行為等）監督指針 II-2-10（2）②

イ. 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。

- エ. 貸付け金額に比し、合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること。

利 息 ・ 保 証 料 等 に 係 る 制 限 等

点検 25 利息・保証料に関する制限等

（利息の制限）利息制限法 第 1 条

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

点検 26 みなし利息

(利息、保証料に係る制限等) 貸金業法 第 12 条の 8

- 1 貸金業者は、その利息（みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。）が利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。
- 2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。
 - 一 公租公課の支払に充てられるべきもの
 - 二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
 - 三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

(利息とみなされない費用) 貸金業法施行令 第 3 条の 2 の 2

法第十二条の八第二項に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次条において「消費税額等相当額」という。）を含む。）とする。

- 一 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料
- 二 法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料
- 三 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

契 約 に 係 る 説 明 態 勢

点検 27 勧誘

(定義) 自主規制基本規則 第 4 1 条

本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(4) 貸付けの契約に係る勧誘

特定の資金需要者等に対して、協会員が、貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。

(貸付けの契約に係る勧誘の承諾) 自主規制基本規則 第 5 4 条

- 1 協会員は、債務者等に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うに際しては、当該債務者等から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。当該承諾の取得方法としては、例えば次の各号に掲げる方法が考えられる。
 - (1) 店頭窓口において口頭での承諾の事実を確認し、当該承諾に係る記録を作成及び保管する方法
 - (2) 協会員のホームページを用いて承諾を取得する方法
 - (3) 自動契約機又は現金自動設備などのタッチパネル上において承諾を取得する方法
 - (4) 電話通信の方法により承諾を取得する方法
 - (5) 書面により承諾を取得する方法
- 2 協会員は、前項第 2 号から第 4 号に規定する方法により承諾を受けた場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。

点検 28 担保提供者の認識の確認

(返済能力調査) 監督指針 II-2-1 3-1 (1) ①ロ

b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

iii) 物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを確認しているか。

また、担保権が実行され、当該担保物件を失うこととなった場合の物的担保提供者の具体的な認識を確認しているか。

点検 29 連帯保証の説明

(契約締結前の書面の交付) 貸金業法 第16条の2

- 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一～四（略）

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六（略）

(契約に係る説明態勢) 監督指針 II-2-1 1-2 (1) ②ロ

- b. 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。

- ・保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明（注）を行う）とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。

(注) 個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明を行う必要がある。

(略)

- ・連帯保証人は、民法第452条に規定する催告の抗弁及び同法453条に規定する検索の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことなど、通常の保証人とは異なること。

(注) 「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。

点検 30 経営者保証に関するガイドライン

(契約に係る説明態勢) 監督指針 II-2-1 1-2 (1) ②ロ

- b. 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。

- ・中小企業・小規模事業者等の経営者等（以下「経営者等」という。）との間で保証契約を締結する場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（II-2-1 3-3 (2) 参照）。

i) 保証契約の必要性

ii) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること

iii) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること

※「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則であり、次のホームページで確認できます。

一般社団法人全国銀行協会HP <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

過 剩 貸 付 け の 防 止 、 個 人 信 用 情 報 の 提 供 等

点検 31 加入指定信用情報機関の商号等の公表

(加入指定信用情報機関の商号等の公表) 貸金業法 第41条の37

加入貸金業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

(個人信用情報の提供等) 監督指針 II-2-14 (1) ②ロ

e. 加入した指定信用情報機関の商号又は名称を、例えば、自社の店頭でのポスター掲示や自社のホームページへの掲載など常時閲覧可能な状態で公表しているか (法第41条の37)。

(例) 株式会社日本信用情報機構 (J I C C) に加入している場合

当社が加入する指定信用情報機関の名称	株式会社日本信用情報機構 (J I C C)
--------------------	------------------------

(例) 株式会社シー・アイ・シー (C I C) に加入している場合

当社が加入する指定信用情報機関の名称	株式会社シー・アイ・シー (C I C)
--------------------	----------------------

(例) 株式会社日本信用情報機構 (J I C C)、株式会社シー・アイ・シー (C I C) に加入している場合

当社が加入する指定信用情報機関の名称	株式会社日本信用情報機構 (J I C C) 株式会社シー・アイ・シー (C I C)
--------------------	--

点検 32 借入れ意思の確認

(返済能力調査) 監督指針 II-2-13-1 (1) ①ロ b.

ii) 借入申込書に借入希望額、既往借入額 (例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。)、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入れの意思を確認しているか。

点検 33 成年年齢引下げを踏まえた対応

個別ガイドライン <11. 過剰貸付けの防止> 第3条の2

(2) 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、資金使途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には聴き取りを行う等、より慎重な調査を行うものとしているか。

点検 34 指定信用情報機関を使用した調査

(返済能力の調査) 貸金業法 第13条

2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約 (極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。) を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

点検 35 貸付審査 (法人)

(法人であることの確認) 自主規制基本規則 第31条

1 協会員は、資金需要者等が法人である場合には、商業登記簿謄本 (電磁的記録を含む。) の提出又は提供を受けて法人の実態を確認しなければならない。

2 協会員は、資金需要者等が起業準備中にある開業予定事業者の場合には、その事業計画書又は電磁的記録の提出又は提供を受け、創業への意欲、進捗状況、開業の実現性を確認しなければならない。また、開業後は速やかに事業所を訪問し、事業者の事業の実態を確認するよう努めるものとする。

	(返済能力の確認) 自主規制基本規則 第 3 2 条 1 協会員は、法人との間で貸付けに係る契約を締結する場合には、事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。 2 協会員は、法人の返済能力を確認する場合には、決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類又は電磁的記録の提出又は提供を受けなければならない。 (過剰貸付けの防止) 自主規制基本規則 第 3 3 条 1 協会員は、法人の資金使途が経常的な運転資金の場合には、複数年の決算書又は資金繰り表（いずれも写し、電磁的記録を含む。）の提出又は提供を受けてその事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が返済能力を超える貸付け（以下「過剰貸付け」という。）となるか否かを判断しなければならない。 2 協会員は、法人の資金使途が前項に定めるもの以外のものである場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出又は提供を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案して当該法人に対する貸付けの実行が過剰貸付けとなるか否かを判断しなければならない。
点検 36	除外貸付け（貸金業法施行規則第 10 条の 21） (個人過剰貸付契約から除かれる契約) 貸金業法施行規則 第 1 0 条の 2 1 1 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。 一 不動産の建設若しくは購入に必要な資金（借地権の取得に必要な資金を含む。）又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約 二 自ら又は他の者により前号に掲げる契約に係る貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約 三～八（略） 2 貸金業者は、前項第一号から第七号までに掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。 一 前項第一号又は第二号に掲げる貸付けに係る契約 不動産（借地権を含む。）の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約がそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる契約に該当することを証明する書面 二～六（略）
点検 37	例外貸付け（貸金業法施行規則第 10 条の 23） (個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等) 貸金業法施行規則 第 1 0 条の 2 3 1 法第十三条の二第二項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三（略） 四 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの イ 実地調査、当該個人顧客の直近の確定申告書の確認その他の方法により当該事業の実態が確認されていること。 ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。 五 現に事業を営んでいない個人顧客に対する新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの イ 事業計画、収支計画及び資金計画の確認その他の方法により確実に当該事業の用に供するための資金の貸付けであると認められること。 ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること。 六（略）

2 貸金業者は、前項各号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める書面若しくはその写し又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日））までの間保存しなければならない。 一～三（略） 四 前項第四号に掲げる貸付けに係る契約 次に掲げる書面 イ 第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面 ロ 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面 五 前項第五号に掲げる貸付けに係る契約 当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画その他当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面 六（略）
点検 38 途上与信調査 （基準額超過極度方式基本契約に係る調査）貸金業法 第 13 条の 3 1 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、<u>指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して</u>、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。ただし、当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの残高が少額である場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。
点検 39 基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置 （基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）貸金業法 第 13 条の 4 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、前条第一項又は第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、当該極度方式基本契約の条項に基づく極度額の減額その他の当該極度方式基本契約に関して極度方式貸付けを抑制するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。 （極度方式貸付けを抑制するために必要な措置）貸金業法施行規則 第 10 条の 2 9 法第十三条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額 二 当該極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止
広 告 に 関 す る 規 制
点検 40 広告審査 （定義）自主規制基本規則 第 41 条 本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (2) 個人向け貸付けの契約に係る広告 協会員による個人を債務者とし無担保無保証で金銭を貸し付ける契約についての広告のうち、貸金業法第 15 条の適用があるものを指す。

(広告審査) 自主規制基本規則 第45条

1 協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。

- (1) テレビCM
- (2) 新聞及び雑誌広告
- (3) 電話帳広告

点検 41 ホームページ広告の遵守事項

(細則の制定及び遵守) 自主規制基本規則 第42条

協会は、協会員がその貸金業の業務に関して行う広告、企業広告（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものを含む。）を行うに当たっての遵守事項及び留意事項等を明確にした貸金業者の広告に関する細則（以下、この節において「細則」という。）を制定するものとし、協会員は、これを遵守しなければならない。

(広告審査) 自主規制基本規則 第45条

2 協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。

- (1) 細則Ⅰ.4.(1)③で定める過剰借入への注意喚起を目的とする啓発文言の表示及び細則Ⅰ.4.(2)①②で定める当該文言の表示方法
- (2) 細則Ⅰ.4.(3)で定める表現内容についての留意事項
- (3) 細則Ⅰ.4.(4)で定める出稿先について

※「貸金業者の広告に関する細則」（令和5年10月31日新設）の内容は協会員専用サイトで確認できます。

日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 広告審査

(<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/ad-review/>)

書 面 の 交 付 義 務

点検 42 契約締結前の書面の交付

点検 43 保証契約締結前の書面の交付

(契約締結前の書面の交付) 貸金業法 第16条の2

- 1 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。
 - 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 貸付けの金額
 - 三 貸付けの利率
 - 四 返済の方式
 - 五 返済期間及び返済回数
 - 六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容
 - 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。
 - 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方となろうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
 - 三 貸付けの利率
 - 四 返済の方式
 - 五 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
 - 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。
 - 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 保証期間
 - 三 保証金額
 - 四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの
 - 五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

(契約締結前の書面の交付) 貸金業法施行規則 第12条の2

- 1 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
 - イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
 - ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
 - ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
 - ニ 利息の計算の方法
 - ホ 返済の方法及び返済を受ける場所

- ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
- ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- リ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結しようとする時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- （１） 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- （２） 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イ、ニ、ト、チ及びヌに掲げる事項
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからヌまでに掲げる事項
- ロ 買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、ヘからチまで及びヌに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

- イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
- ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ハ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
- ニ 利息の計算の方法
- ホ 返済の方法及び返済を受ける場所
- ヘ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
- ト 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- リ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- （１） 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- （２） 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イ、ニ、ト、チ及びヌに掲げる事項
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからヌまでに掲げる事項
- ロ 買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、ヘからチまで及びヌに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3（略）

4 法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

- イ 保証契約の種類及び効力（極度額の説明を含む。）
- ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額
- ハ 保証債務の極度額（貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするとき

は、その旨の記載を含む。以下同じ。）その他の保証人が負担する債務の範囲

ニ 貸付けに係る契約の契約年月日

ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額

ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率

ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式

チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数（極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。）

リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

ヌ 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法

ヲ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額（極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式）

ワ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正前の利息制限法（昭和二十九年法律第百号。以下「旧利息制限法」という。）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ヨ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）

タ 法第十六条の二第三項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号ハに掲げる事項

ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項

ニ 割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期

ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項

ニ 買戻しに関する事項

ホ 売渡目的物の内容

四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 第一号ニからリまで及びワからタまでに掲げる事項

ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額

5 法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨とする。

6 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証契約に基づく債務の弁済の方式

二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

三 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所

五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容

六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項

七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所

八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

九 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

十 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日

十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨

十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

十三 日賦貸金業者（改正法第四条の規定による改正前の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、同号に掲げる事項

十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

7～9（略）

（人的担保を徴求して行う貸付け）自主規制基本規則 第24条

2 法第16条の2第3項においては、協会員が貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、同項に規定する事前説明書面を保証契約締結までに交付しなければならないこととされているところであるが、協会員が保証人（保証業者を除く。以下、本条において同じ。）を立てさせて貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結する場合には、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合における責任の内容を当該保証契約の保証人となろうとする者に十分に理解させるという観点から、当該書面の交付時期を保証契約締結日の前日までにしなければならない。

（保証能力を超える保証契約の防止）自主規制基本規則 第34条

1 協会員は、法人との間の貸付けに係る契約に基づく債務を主債務とする保証契約を個人との間で締結する場合には、第2項以下に定める規定に従うものとする。

2～3（略）

4 協会員は、第24条第2項の規定に基づき、保証人に対する事前交付書面を、保証契約締結日の前日までに交付しなければならない。ただし、同項の規定にかかわらず、当該資金需要が緊急性若しくは定時性を要する場合等（手形債務の支払等のための資金需要である場合等）であって、当該保証契約締結の相手方が当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者であるとき、又は保証人となろうとする者が次項各号のいずれかに該当する場合には、保証契約締結の当日に交付することを妨げない。

5 第1項から第3項までの規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である場合には適用しない。

(1) 資金需要者等たる法人の代表者、役員（ただし、当該法人から収入を得ていない取締役又は監査役若しくは社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人は除く。）

(2) 当該法人又は当該事業から得る収入で生計を一体となす者

(3) 法人

点検 44 契約締結時の書面の交付

点検 45 重要事項変更時の書面の再交付

点検 46 保証契約締結時の書面の交付

（契約締結時の書面の交付）貸金業法 第17条

1 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について

その極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

6～7（略）

（契約締結時の書面の交付）貸金業法施行規則 第13条

1 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、登録番号の記載を省略することができる。）

ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）

ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容

ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

ヘ 利息の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ト 返済の方法及び返済を受ける場所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）

チ 各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、次回の返済期日及び返済金額をもつて代えることができる。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の

記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、当該契約の次の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、物的担保を供させている旨をもつて代えることができる。）

ロ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、保証人を立てている旨をもつて代えることができる。）

ワ 当該契約が、改正法第八条の規定による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第十四項に規定する電話担保金融（以下単に「電話担保金融」という。）に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をいう。第三項において同じ。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもつて代えることができる。）

コ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

タ 将来支払う返済金額の合計額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の将来支払う返済金額の合計額を記載することができる。）（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

レ 日賦貸金業者である場合にあっては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項

ゾ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛

争解決措置の内容

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イからハまで、ヘ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項
- ロ 割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イからニまで、ヘ、チからヲまで及びタからソまでに掲げる事項
- ロ 買戻しに関する事項（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
- ハ 売渡目的物の内容（極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、ヨ、レ及びソに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2 法第十七条第一項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第二項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

- イ 法第十七条第一項第四号若しくは第七号に掲げる事項又は前項第一号ニ、ヘ、リ若しくはヌに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げる場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
- ロ 法第十七条第一項第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ（チにあつては、極度方式貸付けに係る契約である場合を除く。）、ル若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号に定める事項（前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。）
- ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
- ロ 買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
- ハ 売渡目的物の内容

四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号に定める事項（前項第一号ニ、ヘ及びトに掲げる事項を除く。）
- ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）

3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

- イ 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）
- ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
- ハ 極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
- ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容
- ヘ 利息の計算の方法
- ト 返済の方法及び返済を受ける場所
- チ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
- リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

- ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
- ヲ 当該契約について保証契約を締結するとき、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
- ワ 当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号
- カ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
- ヨ 貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額）を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定
- タ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨
- レ 日賦貸金業者である場合にあつては、第三号新貸金業法第十四条第五号に掲げる事項
- ソ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - （１） 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
 - （２） 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
 - イ 前号イからハまで、ヘ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項
 - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
 - ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号イからニまで、ヘ、チからヲまで及びヨからソまでに掲げる事項
 - ロ 買戻しに関する事項
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、カ及びタからソまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額
- 4 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
 - イ 法第十七条第二項第四号若しくは第六号に掲げる事項又は前項第一号ニ、ヘ、リ若しくはヌに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げの場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
 - ロ 法第十七条第二項第三号若しくは第五号に掲げる事項又は前項第一号ト、チ、ル若しくはヲ（ヲにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項
 - 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
 - イ 前号に定める事項（前項第一号ニ、ト及びチに掲げる事項を除く。）
 - ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
 - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号に定める事項（前項第一号トに掲げる事項を除く。）
 - ロ 買戻しに関する事項（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）
 - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号に定める事項（前項第一号ニ、ヘ及びトに掲げる事項を除く。）
 - ロ 媒介手数料の計算の方法（契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、媒介手数料の計算の方法を除く。）
- 5 法第十七条第二項後段に規定する内閣府令で定めるときは、次のいずれかのときとする。
 - 一 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額又は極度額）を引き下げたとき。
 - 二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあ

つては、当該下回る額又は極度額）を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたとき。 6 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 法第十六条の二第三項各号に掲げる事項 二 保証契約の契約年月日 7 法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項 イ 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は第十二条の二第四項第一号ハ若しくはタ若しくは第六項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。） ロ 第十二条の二第六項第一号、第七号又は第九号（第九号にあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項 二 手形の割引の契約 前号に定める事項 三 売渡担保の契約 第一号に定める事項 四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号に定める事項 8～9（略） 10 法第十七条第四項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第二項に定める事項（当該事項の変更の内容が同条第五項後段の規定により交付する書面に記載されている場合には、当該事項を除く。）とする。 11（略） 12 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定める事項は、第四項に定める事項とする。 13 法第十七条第五項後段に規定する内閣府令で定めるときは、第五項に定めるときとする。 14～19（略）
--

点検 47 受取証書の交付

（受取証書の交付）貸金業法 第18条 1 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 契約年月日 三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。） 四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額 五 受領年月日 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。 （受取証書の交付）貸金業法施行規則 第15条 1 法第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。 一 弁済を受けた旨を示す文字 二 貸金業者の登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。） 三 債務者の商号、名称又は氏名 四 債務者（貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者）以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名 五 当該弁済後の残存債務の額

点検 48 債権証書の返還

（債権証書の返還）貸金業法 第22条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。
--

取 立 行 為 規 制	
点検 49 支払を催告するための書面	
(取立て行為の規制) 貸金業法 第21条 2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名 三 契約年月日 四 貸付けの金額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 (取立て行為の規制) 貸金業法施行規則 第19条 3 法第二十一条第二項第八号(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額 二 支払を催告する金額の内訳(元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。) 三 書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲	
帳 簿 の 備 付 け 等 、 証 明 書 の 携 帯 等	
点検 50 帳簿の備付け	
(帳簿の備付け) 貸金業法 第19条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (帳簿の備付け) 貸金業法施行規則第16条 1 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～六 (略) 七 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録 八 (略) (帳簿の備付け等) 監督指針 II-2-17 (1) (注) 施行規則第16条第1項第7号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約(保証契約を含む。)の条件の変更(当該条件の変更に至らなかったものを除く。)に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録であり、当該記載事項は以下の事項とする。 イ. 交渉の相手方(債務者、保証人等の別)。 ロ. 交渉日時、場所及び手法(電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別)。 ハ. 交渉担当者(同席者等を含む)。 ニ. 交渉内容(催告書等の書面の内容を含む)。 ホ. 施行規則第10条の25第3項第3号に規定する極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る措置を講じている場合、当該措置を講じた旨、年月日及びその理由。	

点検 51 帳簿の閲覧・謄写等 (帳簿の閲覧) 貸金業法 第 19 条の 2 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。 (帳簿の閲覧方法) 貸金業法施行規則 第 17 条の 3 貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備え置き、法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。 (帳簿の閲覧、謄写) 監督指針 II-2-18 (1) ① 債務者等又は債務者等であつた者(以下「帳簿の閲覧等の請求者」という。)から帳簿の閲覧又は謄写を求められた際の対応について、帳簿の閲覧等の請求者が本人又は正当な委任を受けた代理人等であるか確認したうえで、<u>過度の負担を課すことなく迅速に帳簿の閲覧又は謄写に応じるよう社内規則等を定めているか。</u> なお、本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び閲覧又は謄写の方法に関し、正当な理由なく過度な負担を課す場合は、帳簿の閲覧又は謄写の拒否に該当するおそれがあることに留意する必要がある。	点検 52 貸金業者登録票 (標識の掲示等) 貸金業法 第 23 条 1 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、<u>公衆の見やすい場所</u>に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。 (掲示すべき標識の様式等) 貸金業法施行規則 第 20 条 1 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。 <別紙様式第 7 号に定めるもの> 標識に記載する項目 1. 登録番号 2. 登録有効期間 3. 貸金業者の商号、名称又は氏名
点検 53 貸付条件等の掲示	
点検 54 貸付条件等のホームページでの掲載 (貸付条件等の掲示等) 貸金業法 第 14 条 1 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、<u>顧客の見やすい場所</u>に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。 - 一 貸付けの利率 - 二 返済の方式 - 三 返済期間及び返済回数 - 四 当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、<u>前項各号(第四号を除く。)</u>に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う<u>自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十三条第二項において同じ。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。 (標識の掲示等) 貸金業法 第 23 条	

- 2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(貸付条件等の揭示等) 貸金業法施行規則 第11条

- 1 法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 金銭の貸付け（次号に掲げるものを除く。） 別表中の算式一
 - 二 手形の割引及びその媒介 別表中の算式一又は算式二のいずれか（算式二を用いる場合にあっては、割引率であることを明示するものとする。）
- 2 法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。
- 3 法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 金銭の貸付け 次に掲げる事項
 - イ 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。）
 - ロ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項
 - ハ 主な返済の例
 - 二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料（何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸借の媒介を行う者が、その媒介に関し受ける金銭をいう。以下同じ。）の計算の方法（媒介手数料の割合（当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合（百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。））を含む。以下同じ。）
- 4 貸金業者は、法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。
- 5 法第十四条第一項の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」という。）に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、揭示することを要しない。
- 6 貸金業者は、法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
- 7 法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
 - 二 そのウェブサイトがない場合

(揭示すべき標識の様式等) 貸金業法施行規則 第20条

- 2 貸金業者は、法第二十三条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
- 3 法第二十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十一条第七項各号に掲げる場合とする。

点検 55 従業者証明書

(証明書の携帯等) 貸金業法 第12条の4

- 1 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

(証明書の様式等) 貸金業法施行規則 第10条の9

- 1 法第十二条の四第一項に規定する証明書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真が貼り付けられたものとする。
- 一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）
 - イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）

ロ 従業者の氏名 ハ 証明書の番号 二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合（貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。） イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。） ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。） ハ 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨 ニ 従業者の氏名 ホ 証明書の番号

点検 56 従業者名簿

（証明書の携帯等）貸金業法 第 12 条の 4 2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 （従業者名簿の記載事項等）貸金業法施行規則 第 10 条の 9 の 2 1 法第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 生年月日 二 主たる職務内容 三 貸金業務取扱主任者であるか否かの別 四 貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号 五 当該営業所等の従業者となつた年月日 六 当該営業所等の従業者でなくなつたときは、その年月日 七 第五条の七第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に該当するか否かの別 2 法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿の様式は、別紙様式第六号の二によるものとする。 3 貸金業者は、法第十二条の四第二項に規定する従業者名簿を、<u>最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。</u>
--

債	権	譲	渡	等
---	---	---	---	---

点検 57 債権譲渡に関する届出

（開始等の届出）貸金業法 第 24 条の 6 の 2 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。 （開始等の届出）貸金業法施行規則 第 26 条の 25 1 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 三 <u>貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合</u>（法令の規定により法第二十四条の規定を適用しないこととされる場合を除く。） 2 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から<u>二週間以内</u>に、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

点検 58 債権譲渡～貸金業法第 24 条第 1 項の通知

（債権譲渡等の規制）貸金業法 第 24 条 1 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一
--

項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

※書式例は協会ホームページからダウンロードできます。

日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 業務用書式 ひな型一覧
(<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/business-form/>)

「21 債権譲渡通知書（譲渡人が譲受人に対し交付する通知）」

シ ス テ ム リ ス ク 管 理 態 勢

点検 59 システムリスク管理態勢（情報セキュリティ管理）

（システムリスク管理態勢）監督指針 II-2-4（1）

④ 情報セキュリティ管理

ル. 定期的に、データのバックアップを取るなど、データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。

点検 60 サイバーセキュリティ管理

（システムリスク管理態勢）監督指針 II-2-4（1）

⑤ サイバーセキュリティ管理

イ. 経営陣は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。

ロ. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

- ・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式
- ・ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
- ・ ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用
- ・ 同一ユーザーIDからの同時ログインの禁止措置
- ・ リスクベース認証やキャプチャ認証 等

ハ. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

- ・ 不正なIPアドレスからの通信の遮断
- ・ 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
- ・ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を貸金業者側で検知し、警告を発するソフトの導入
- ・ 利用者の口座に振り込む方法による貸付けに当たっては、利用者の本人名義の口座に限定するなど、貸付金の詐取を防ぐ措置の導入
- ・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 等

（参考）

- ・ インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン（令和3年10月29日：日本貸金業協会）

■ 付録（参考書式等）

● 業務用書式や法定交付書類等のひな型・掲載場所

日本貸金業協会ホームページ > 協会員専用サイト > 法令等態勢整備の支援 > 業務用書式 ひな型一覧

(<https://www.j-fsa.or.jp/moneylender/member/law-dev/business-form/>)

No	書式名（書式番号）	価格（税込） ／枚数	根拠法令等	ひな型	記載 手引き
1	従業者証明書	-	法12条の4第1項		
2	従業者名簿	-	法12条の4第2項		
3	貸付条件表	-	法14条		
4	借入申込書（顧客カード）20号-A	407円／100枚	監督指針Ⅱ-2-13-1(1)①ロ		
5	個人情報取扱同意書（JICC社 申込書・契約書兼用）（25号-K）	509円／50組	法41条の36第1項、2項		
6	個人情報取扱同意書（CIC社 申込書・契約書兼用）	-	法41条の36第1項、2項		-
7	借入計画書（事業資金/事業資金（短期）/つなぎ融資/創業資金）	-	施行規則10条の23第2項第4号	 こちら	
8	特定公正証書作成事前説明書	-	法20条第3項		
9	貸付契約事前説明書	-	法16条の2第1項		-
10	借用証書（30号-A）	509円／50組	法17条第1項		
11	連帯保証契約概要説明書（46号）	305円／50組	法16条の2第3項		
12	連帯保証契約詳細説明書（47号）	305円／50組	法16条の2第3項		
13	連帯保証契約詳細説明書補足説明書（30号-E）	509円／50組	法16条の2第3項		
14	連帯保証契約書（48号）	509円／50組	法17条第3項		
15	領収書（40号-A）	203円／50組	法18条		
16	交渉経過記録簿（法19条帳簿の一部）	-	施行規則16条第1項第7号		
17	外国の重要な公的地位にある者に係る確認書（例）	-	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条等		-
18	確認記録の参考様式（自然人）	-	犯罪による収益の移転防止に関する法律第6条等		
19	確認記録の参考様式（法人）	-			
20	特定事業者作成書面等	-	犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条、同施行規則第32条		-
21	債権譲渡通知書（譲渡人が譲受人に対し交付する通知）	-	法24条第1項		

＜本人特定事項の確認方法【通常の特定期限の場合】（犯収法施行規則第6条第1項第1号、第3号）＞

確 認 方 法 【根拠条文】		
顧客等が 自然人の 場合	対面での 取引	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 a①又は a②の提示を受ける方法（下記本人確認書類 a②であって複数通発行・発給されたものについては代表者等からの提示を除く。）。【犯収法施行規則6条1項1号イ】
		当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 a②、b 又は c の提示（下記本人確認書類 a②であって複数通発行・発給されたものの提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。【犯収法施行規則6条1項1号ロ】
		当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 b のうちいずれか2つの提示を受ける方法 又は 下記本人確認書類 b 及び a②、c 若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類の提示（下記本人確認書類 a②であって複数通発行・発給されたものの提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法。【犯収法施行規則6条1項1号ハ】
		当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 b の提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の下記本人確認書類 a～c 若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法。【犯収法施行規則6条1項1号ニ】
	非対面 での取引 (eKYC) ※	当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報（氏名、住居及び生年月日、貼り付けられた写真並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認できるもの））の送信を受ける方法【犯収法施行規則6条1項1号ホ】
		当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該顧客等の容貌）の送信を受けるとともに、当該顧客等の写真付き本人確認書類に組み込まれた I C チップ情報（氏名、住居、生年月日及び写真の情報）の送信を受ける方法【犯収法施行規則6条1項1号ヘ】
		当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた下記本人確認書類 a～b（一を限り発行・発給されたものに限る）の画像情報であつて、記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受け、 又は 当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれた I C チップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受ける とともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法。 (1) 他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約を行う際に当該顧客等について取引時確認を行い、その確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。 (2) 当該顧客等の預貯金口座（預貯金契約締結の際に取引時確認を行い、その確認記録を保存しているものに限る。）に金銭を振込み、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けること。 【犯収法施行規則6条1項1号ト】
		当該顧客等又はその代表者等から、本人確認書類に組み込まれた I C チップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。 【犯収法施行規則6条1項1号チ】
		当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影させた下記本人確認書類 a～b（一を限り発行・発給されたものに限る）の画像情報であつて、記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。 【犯収法施行規則6条1項1号チ】

確 認 方 法 【根拠条文】		
顧客等が 自然人の 場合	非対面 での取引	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の下記本人確認書類 a～c の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。【犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号チ】
		当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載のある下記本人確認書類 a～c のいずれか 2 種類の写しの送付を受け、又は下記本人確認書類 a～c の写し及び現在の住居の記載のある補完書類（写しを含む）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類（写しを含む）に記載の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。【犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号リ】
		当該顧客等から、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行う方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ル】
		その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、「本人特定事項の確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」、「本人確認書類又は補完書類の提示を受けた日付及び時刻」、「本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法。【犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ヲ】
		その取扱いにおいて名宛人又は差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便等（特定事業者に代わって住居を確認し、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることの確認を行い、本人特定事項の確認を行った者の氏名等、送信を受けた日付を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号フ】
		当該顧客等から、電子署名法又は公的個人認証法に基づく電子証明書（氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ワ、カ、ヨ】
		その他（上記以外の犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号に掲げる方法）。
顧客等が 法人の 場合	対面での 取引	当該法人の代表者等から下記本人確認書類 d の提示を受ける方法。【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号イ】
		当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ロ】
		当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁が運営する法人番号公表サイトにより公開されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ハ】
	非対面 での取引	当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法（※当該顧客等の代表権を有する役員として登記されていない代表者等から申告を受ける場合は、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する必要がある）【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ロ】
		当該法人の代表者等から、当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁が運営する法人番号公表サイトにより公開されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認し、かつ、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ハ】
		当該法人の代表者等から下記本人確認書類 d 又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載の本店等に宛てて取引関係文書を書留郵便等（転送不要扱い）で送付する方法。【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ニ】
		当該法人の代表者等から、商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法【犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ホ】

※eKYC (electronic Know Your Customer) オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法

◎特定取引等の任にあたっている自然人が顧客等と異なる場合

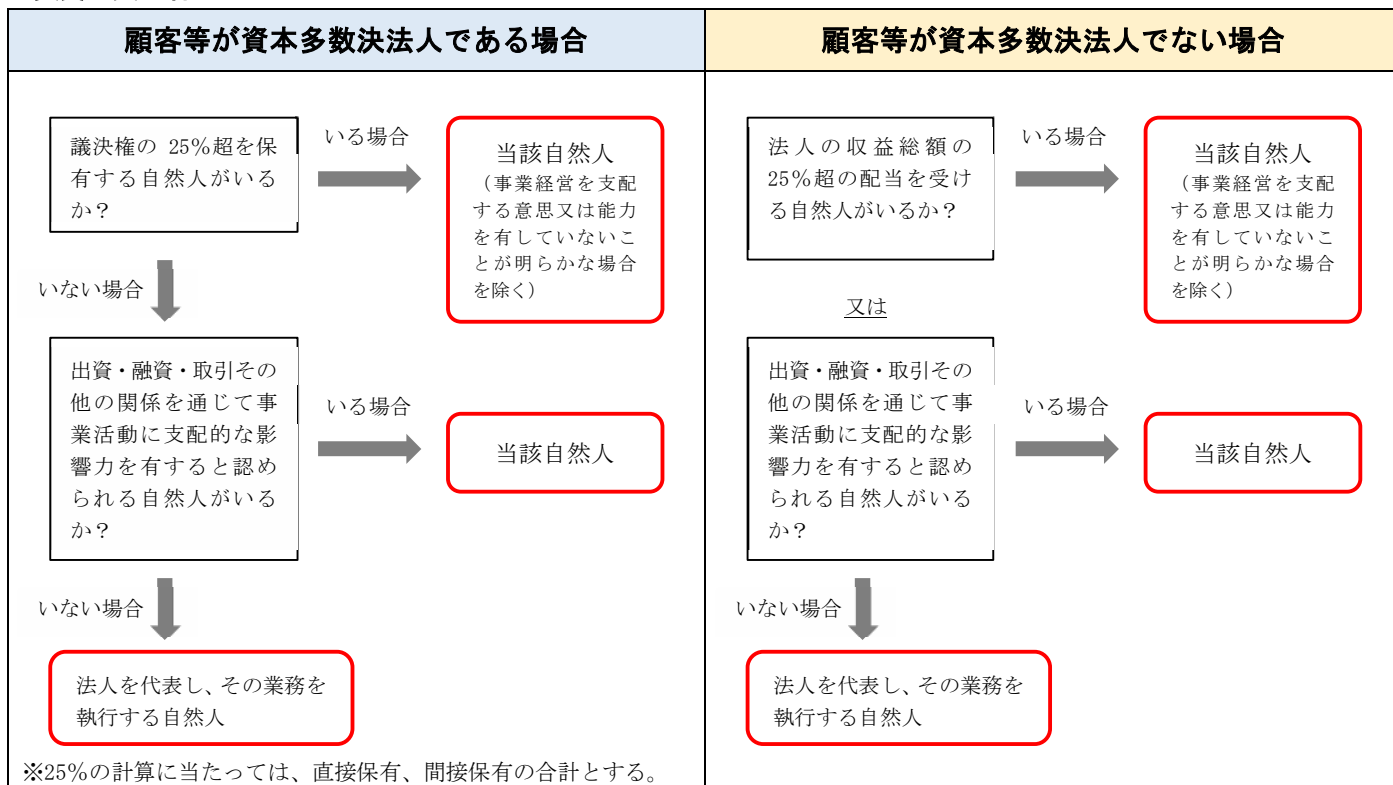
特定取引等の任にあたっている自然人が顧客等と異なる場合には、顧客等についての取引時確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）の本人特定事項を確認する必要がある。さらに、当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由（例：委任状を有していること、顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること等）を確認する必要がある。（犯収法 4 条 4 項、犯収法施行規則 1 2 条）

<本人確認書類（犯収法施行規則第7条）>

本人確認書類		
顧客等が 自然人の 場合	a	①運転免許証、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のあるもの、旅券（パスポート）等 ②①のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
	b	在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード等のうち顔写真のないもの、資格確認書等、国民年金手帳、母子健康手帳、特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書等
	c	①上記b以外の印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し・住民票記載事項証明書 ②上記a～c①のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの（マイナンバーの通知カードを除く。）
顧客等が 法人の 場合	d	①登記事項証明書、印鑑登録証明書 ②①のほか、官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

● 犯罪収益移転防止法・実質的支配者の確認（点検 15）

<実質的支配者とは>



*JAFIC（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室）ウェブサイト（https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm）「犯罪収益移転防止法の概要」（令和7年12月2日時点）31ページを参考に作成

<実質的支配者の確認方法>

通常の特定期取引の場合、当該顧客等の代表者等から、実質的支配者の本人特定事項について申告を受ける方法とされています。なお、ハイリスク取引の場合は、申告を受けることに加え、顧客等の株主名簿（資本多数決の原則を採る法人の場合）、登記事項証明書（資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合）等の書類又はその写しを確認することが必要となります。

● 犯罪収益移転防止法・確認記録の記録事項（点検 16）

<確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項）>

主な記録事項	
1	取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
2	確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
3	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に 7 年間保存する場合にあっては、日付に限る。）
4	本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付
5	顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等又は当該代表者等のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
6	犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ロ、チからヌまで若しくはワ若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、取引関係文書を送付する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行ったときは、取引関係文書を送付した日付
7	犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ホに掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報（顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報）の送信を受けた日付
8	犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号ヘに掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、顧客等の容貌の画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路（以下「ＩＣチップ」）に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付
9	犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号トに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認用画像情報の送信を受けた日付又はＩＣチップに記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付並びに同号ト（１）又は（２）に掲げる行為を行った日付
10	犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号チに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったときは、本人確認書類の送付又はＩＣチップに記録された本人特定事項の情報若しくは本人確認書類の画像の送信を受けた日付
11	犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ロに規定する方法により本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が登記情報の送信を受けた日付
12	犯収法施行規則 6 条 1 項 3 号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が公表事項を確認した日付
13	顧客等又は代表者等の住居に赴いて取引関係文書を交付したときは、その日付
14	ハイリスク取引に際して追加で書類の提示又は送付を受けたときは、提示又は送付を受けた日付
15	取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者又は資産及び収入（ハイリスク取引の一部のみ）の状況の確認を行ったときは、確認を行った事項に応じ、確認を行った日付
16	取引時確認を行った取引の種類
17	顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法
18	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
19	本人確認書類に現在の住居等の記載がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該確認に用いた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
20	法人について、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等に取引関係文書を送付したこと又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
21	顧客等の本人特定事項（顧客等が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
22	代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由
23	顧客等が取引を行う目的
24	顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあっては、事業の内容の確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
25	顧客等（国等を除く）が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法（ハイリスク取引に際して当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。）
26	資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
27	顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
28	取引記録等を検索するための口座番号その他の事項
29	顧客等が外国 PEPs であるときは、その旨及び外国 PEPs であると認めた理由
30	なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項
31	日本に住居を有しない短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行ったときは、確認に用いた旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他当該旅券等を特定するに足りる事項

（注 1）確認記録に添付した本人確認書類や補完書類等に記載がある事項については、確認記録の一部とみなされる（犯収法施行規則 19 条 2 項）ため、確認記録への記載を省略することができる（同 20 条 2 項）。

（注 2）確認記録については、JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要」に参考様式（別表 8）が掲載されている。

● 貸付けに係る契約 契約締結前書面・契約締結時書面 記載事項（点検 42、44）

・貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く）

	法令		記載事項	金銭の貸付けに係る契約		手形の割引の契約		売渡担保の契約		金銭の貸借の媒介の契約	
	(締結前) 第16条 の2 第1項	(締結時) 第17条 第1項		事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面
			①・・・貸金業法17条1項後段の重要事項(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く) ②・・・貸金業法17条1項後段の重要事項								
貸金業法	1号	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	2号	契約年月日	—	○	—	○	—	○	—	○
	2号	3号	貸付けの金額	○	○	○	○	○	○	○	○
	3号	4号	貸付けの利率	○	①	○	①	○	①	○	①
	4号	5号	返済の方式	○	②	○	②	○	②	○	②
	5号	6号	返済期間及び返済回数	○	○	○	○	○	○	○	○
	6号	7号	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	①	○	①	○	①	○	①
施行規則第12条の2第1項（締結前）、第13条第1項（締結時）	1号 イ	1号 イ	貸金業者の登録番号（注）	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	1号 ロ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	—	○	—	○	—	○	—	○
	—	1号 ハ	貸付けに関し貸金業者が受け取る書面(極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。)の内容	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ロ	1号 ニ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	①	—	—	○	①	—	—
	1号 ハ	1号 ホ	契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容（注）	○	○	—	—	—	—	—	—
	1号 ニ	1号 ヘ	利息の計算の方法（注）	○	①	○	①	○	①	—	—
	1号 ホ	1号 ト	返済の方法及び返済を受ける場所（注）	○	②	—	—	—	—	—	—
	1号 ヘ	—	各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○	—	—	—	○	—	○	—
	—	1号 チ	各回の返済期日及び返済金額	—	②	—	—	—	②	—	②
	1号 ト	1号 リ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（注）	○	①	○	①	○	①	○	①
	1号 チ	1号 ス	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)(注)	○	①	○	①	○	①	○	①
	—	1号 ル	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（注）	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ヲ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（注）	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ヱ	当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（注）	—	○	—	—	—	—	—	—
	—	1号 カ	当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳(元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（注）	—	○	—	—	—	—	—	—
	—	1号 ヨ	貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	—	○	—	—	—	—	—	○
	1号 リ	1号 タ	将来支払う返済金額の合計額(貸付けに係る契約を締結[しようとする][した]時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定)	○	○	—	—	○	○	—	—
	—	1号 レ	日賦貸金業者である場合にあっては、第3号新貸金業法第14条第5号に掲げる事項	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ス	1号 ソ	貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	2号 ロ	割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期	—	—	—	○	—	—	—	—
	2号 ロ	2号 ハ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	—	○	①	—	—	—	—
	3号 ロ	3号 ロ	買戻しに関する事項（注）	—	—	—	—	○	①	—	—
	—	3号 ハ	売渡目的物の内容（注）	—	—	—	—	—	②	—	—
	4号	4号	媒介手数料の計算の方法（注）及びその金額	—	—	—	—	—	—	○	①

(注)極度方式貸付けに係る契約にあつては、施行規則第13条第1項各号で定める条件を充足したときは、当該記載を省略することができる。

・極度方式基本契約

法令			記載事項	金銭の貸付けに係る契約		手形の割引の契約		売渡担保の契約		金銭の貸借の媒介の契約	
(締結前) 第16条 の2 第2項	(締結時) 第17条 第2項	①・・・貸金業法17条2項後段の重要事項(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く) ②・・・貸金業法17条2項後段の重要事項		事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面
貸金業法	1号	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	2号	契約年月日	—	○	—	○	—	○	—	○
	2号	3号	極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方〔となろうとする者〕に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)	○	② (注)	○	② (注)	○	② (注)	○	② (注)
	3号	4号	貸付けの利率	○	①	○	①	○	①	○	①
	4号	5号	返済の方式	○	②	○	②	○	②	○	②
	5号	6号	賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容	○	①	○	①	○	①	○	①
施行規則第12条の2第2項(締結前)、第13条第3項(締結時)	1号 イ	1号 イ	貸金業者の登録番号	○	○	○	○	○	○	○	○
	—	1号 ロ	契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	—	○	—	○	—	○	—	○
	—	1号 ハ	極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ロ	1号 ニ	債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項	○	①	—	—	○	①	—	—
	1号 ハ	1号 ホ	契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容	○	○	—	—	—	—	—	—
	1号 ニ	1号 ヘ	利息の計算の方法	○	①	○	①	○	①	—	—
	1号 ホ	1号 ト	返済の方法及び返済を受ける場所	○	②	—	—	—	—	—	—
	1号 ヘ	1号 チ	各回の返済期日及び返済金額の設定の方式	○	②	—	—	○	②	○	②
	1号 ト	1号 リ	契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容	○	①	○	①	○	①	○	①
	1号 チ	1号 ヌ	期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)	○	①	○	①	○	①	○	①
	—	1号 ル	当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ヲ	当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所	—	②	—	②	—	②	—	②
	—	1号 ワ	当該契約が、電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号	—	○	—	—	—	—	—	—
	—	1号 カ	貸付けに係る契約の貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨	—	○	—	—	—	—	—	○
	1号 リ	1号 ヨ	貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額)を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定 ※リが契約におけるトータル元利負担額及び仮定等の記載	○	○	—	—	○	○	—	—
	—	1号 タ	法第17条第1項の規定により交付する書面(同条第5項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第4項の規定により交付する書面)又は同条第6項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後の行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨	—	○	—	—	—	○	—	○
	—	1号 レ	日賦貸金業者である場合にあつては、第3号新貸金業法第14条第5号に掲げる事項	—	○	—	○	—	○	—	○
	1号 ヌ	1号 ソ	貸金業者が法第12条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○
	2号 ロ	2号 ロ	割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項	—	—	○	①	—	—	—	—
	—	2号 ハ	法第17条第1項の規定により交付する書面(同条第5項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第4項の規定により交付する書面)又は同条第6項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数が、当該書面に記載する貸付けの後の行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨	—	—	—	○	—	—	—	—
	3号 ロ	3号 ロ	買戻しに関する事項	—	—	—	—	○	①	—	—
	4号	4号	媒介手数料の計算の方法及びその金額	—	—	—	—	—	—	○	①

(注) 極度額を引き下げたとき、並びに極度額を引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたときについては、貸金業法第17条第2項後段の書面交付義務が適用されない(施行規則第13条第5項)

・保証契約

法令				記載事項	金銭の貸付けに係る契約		手形の割引の契約		売渡担保の契約		金銭の貸借の媒介の契約	
(締結前) 第16条 の2 第3項	(締結時) 第17条 第3項			【事前交付書面】欄 両 …… 概要説明 及び 詳細説明の記載事項 概 …… 概要説明の記載事項 詳 …… 詳細説明の記載事項 【契約締結書面】欄 ①…貸金業法17条3項後段の重要事項(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く) ②…貸金業法17条3項後段の重要事項	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面	事前 交付 書面	契約 締結 書面
貸金業法	1号	施行規則13条6項	1号	貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	両	○	両	○	両	○	両	○
	2号			保証期間	両	①	両	①	両	①	両	①
	3号			保証金額	両	①	両	①	両	①	両	①
	5号			保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法第454条の規定の趣旨 ※施行規則第12条の2第5項	詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	—		2号	保証契約の契約年月日	—	○	—	○	—	○	—	○
施行規則第12条の2第4項	1号 イ		保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)		概	○	概	○	概	○	概	○
	1号 ロ		貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額		概	○	概	○	概	○	概	○
	1号 ハ		保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲		両	①	両	①	両	①	両	①
	1号 ニ		貸付けに係る契約の契約年月日		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ホ		貸付けに係る契約の貸付けの金額		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ヘ		貸付けに係る契約の貸付けの利率		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ト		貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 チ		貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数(極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。)		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 リ		貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ヌ		主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項		詳	○	—	—	詳	○	—	—
	1号 ル		貸付けに係る契約の利息の計算の方法		詳	○	詳	○	詳	○	—	—
	1号 ヲ		貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額(極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式)		詳	○	—	—	詳	○	詳	○
	1号 ヱ		契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 カ		貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 コ		貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	1号 ケ		法第16条の2第3項第2号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨		詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	2号 ニ		割引いた手形の手形番号、手形金額及び満期		—	—	詳	○	—	—	—	—
	2号 ホ		割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項		—	—	詳	○	—	—	—	—
	3号 ニ		買戻しに関する事項		—	—	—	—	詳	○	—	—
	3号 ホ		売渡目的物の内容		—	—	—	—	詳	○	—	—
	4号 ニ		媒介手数料の計算の方法及びその金額		—	—	—	—	—	—	詳	○
施行規則第12条の2第6項	1号		保証契約に基づく債務の弁済の方式		詳	②	詳	②	詳	②	詳	②
	2号		保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容		詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	3号		貸金業者の登録番号		両	○	両	○	両	○	両	○
	4号		主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所		両	○	両	○	両	○	両	○
	5号		貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	6号		保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項		詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	7号		保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所		詳	②	詳	②	詳	②	詳	②
	8号		保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容		詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	9号		貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容		詳	②	詳	②	詳	②	詳	②
	10号		貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○
	11号		保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨		詳	①	詳	①	詳	①	詳	①
	12号		貸付けに係る契約(手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。)の貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨		詳	○	—	—	—	—	詳	○
	13号		日賦貸金業者である場合にあつては、第3号新貸金業法第14条第5号に掲げる事項		概	○	概	○	概	○	概	○
	14号		貸金業者が法第12条の2の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称		詳	○	詳	○	詳	○	詳	○

● 交渉経過等記録簿（点検 50）

交渉経過等記録簿

(会員業務部・2023.01)

契約番号	基本契約番号	保証契約書番号

(注)は貸金業法施行規則第10条の25第3項第3号に規定される極度方式基本契約に基づく新たな極度方式貸付けの停止に係る規定をいい、当該措置を講じている場合に、当該措置を講じた日、外口及びその連口を記載する。

※ 除年増減をいい、当座預金と請けている場合は、普通預金と請けたりと、升たに多分の種目を記載する。																				
フリガナ			生年月日		S・H				歳		男・女		保証人		有・無		担保		有・無	
顧客氏名			契約日		年 月 日		最 終 弁済日		年 月 日		約 定 支払日		毎月		日		日ごと			

フリガナ		フリガナ		フリガナ	
連帯保証人		連帯保証人		連帯保証人	

交渉等日時	交渉等の相手方	場 所	手 法	交渉等担当者 (同席者等を含む)	交渉等の内容（催告の場合は催告書面の内容を含む） 新たな振渡方式貸付けの停止に係る措置を講じた日、年月日及び理由（注）	備考
年 月 日 時（分）	1. 顧客（債務者） 2. 追当保証人 3. その他 （氏名） （関係）	1. 自宅 2. 勤務先 3. 携帯電話 4. 店頭 5. その他 （ ）	1. 電話 2. 訪問 3. 電子メール 4. 書面発送 5. その他 （ ）			
交渉等日時	交渉等の相手方	場 所	手 法	交渉等担当者 (同席者等を含む)	交渉等の内容（催告の場合は催告書面の内容を含む） 新たな振渡方式貸付けの停止に係る措置を講じた日、年月日及び理由（注）	備考
年 月 日 時（分）	1. 顧客（債務者） 2. 追当保証人 3. その他 （氏名） （関係）	1. 自宅 2. 勤務先 3. 携帯電話 4. 店頭 5. その他 （ ）	1. 電話 2. 訪問 3. 電子メール 4. 書面発送 5. その他 （ ）			
交渉等日時	交渉等の相手方	場 所	手 法	交渉等担当者 (同席者等を含む)	交渉等の内容（催告の場合は催告書面の内容を含む） 新たな振渡方式貸付けの停止に係る措置を講じた日、年月日及び理由（注）	備考
年 月 日 時（分）	1. 顧客（債務者） 2. 追当保証人 3. その他 （氏名） （関係）	1. 自宅 2. 勤務先 3. 携帯電話 4. 店頭 5. その他 （ ）	1. 電話 2. 訪問 3. 電子メール 4. 書面発送 5. その他 （ ）			
交渉等日時	交渉等の相手方	場 所	手 法	交渉等担当者 (同席者等を含む)	交渉等の内容（催告の場合は催告書面の内容を含む） 新たな振渡方式貸付けの停止に係る措置を講じた日、年月日及び理由（注）	備考
年 月 日 時（分）	1. 顧客（債務者） 2. 追当保証人 3. その他 （氏名） （関係）	1. 自宅 2. 勤務先 3. 携帯電話 4. 店頭 5. その他 （ ）	1. 電話 2. 訪問 3. 電子メール 4. 書面発送 5. その他 （ ）			

● 貸金業者登録票 (点検 52)

別紙様式第7号 (第20条第1項関係)

貸 金 業 者 登 録 票	
登録番号	財務（支）局長（ ）第 号 （都道府県知事）
登録有効期間	年 月 日～ 年 月 日
（貸金業者の商号、名称又は氏名）	

備考 1 [] 内は、営業所等が設備である場合の大きさである。

2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

4 貸金業協会会員である場合にあっては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。

5 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人 氏名）と記載すること。

● 従業者証明書（点検 55）

法 12 条の 4（証明書の携帯等） 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合

< 従業者証明書の例 >

写真

従業者の氏名

証明書番号

上記の者は、下記の貸金業者の貸金業の業務に従事する従業者であることを証明します。

商号、名称又は氏名

住 所

登 録 番 号

※登録番号の括弧書きについては省略することができる。
※従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載している場合には、法第 12 条の 4 第 1 項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（会員業務部・2023.01）

● 従業者名簿（点検 56）

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第 6 号の 2（第 10 条の 9 の 2 関係）

従 業 者 名 簿

氏名	住所	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	貸金業務取扱主任者であるか否かの別	貸金業務取扱主任者登録番号	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日	貸付けの業務に 1 年以上従事した者に該当するか否かの別

（記載上の注意）

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 「従業者証明書番号」の欄には、法第 12 条の 4 第 1 項の証明書の番号を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者であるか否かの別」の欄には、貸金業務取扱主任者である者に○印をつけること。
- 4 貸金業者との雇用関係・雇用形態を問わず、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する者を記載すること。
- 5 記載すべき事由が発生した場合には、2 週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、読むことができるようにしておくこと。
- 6 「貸付けの業務に 1 年以上従事した者に該当するか否かの別」の欄には、貸付けの業務に 1 年以上従事している者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に○印をつけること。